

意見書案第9号

平成26年7月3日提出

提出者 松山市議会議員 杉村千栄
小崎愛子
梶原時義
武井多佳子

平成26年7月8日 否決

「医療・介護総合推進法」の撤回を求める意見書について

「医療・介護総合推進法」の撤回を求める意見書を次のとおり提出する。

記

「医療・介護総合推進法」の撤回を求める意見書

安倍内閣は、介護保険の改悪や病床削減などを盛り込んだ「医療・介護総合推進法」を先の通常国会において可決・成立させました。政府は、昨年の国会で強行した社会保障プログラム法を根拠に、順次施行する構えです。

この法は、介護保険については、要支援1・2の高齢者が利用する訪問介護や通所介護を国の介護保険サービスの対象から切り離し、自治体ごとの事業に移すことや年金収入280万円以上の単身高齢者などのサービス利用料を1割負担から2割負担に引き上げるなど、利用者に大幅なサービス削減と負担増を強いる内容となっています。

訪問介護と通所介護は介護予防サービス利用者の89.6%に上り、介護予防費用の6割を占めます。これらが自治体任せの支援事業になれば、自治体の財政状況に左右され、今と同じサービスが受けられない地域が生じ、居住地域によって格差が広がり、介護保険制度の理念を崩しかねない制度変更です。また、利用料引き上げは、高い利用料負担でサービスを断念する事態をさらに拡大させ、利用者やその家族の負担を過重するものです。

また、医療においても、病床機能の再編を強引に推し進める内容や看護師による医療行為の拡大といった内容を含み、医療関係者からも危険性や審議不足であることが指摘されています。

国民に保険料負担増を強い、医療・介護を受ける権利を制限する「医療・介護総合推進法」は、「介護の社会化」を目指すとした介護保険制度などの理念に逆らうものです。「介護難民」「老人漂流社会」を深刻化させるとともに、患者と高齢者の症状悪化を加速させ、医療・介護保険の財政をさらに悪化させるのは必至です。

よって、国においては、「医療・介護総合推進法」を撤回し、安心の医療・介護の再生・充実に向けた制度を作るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣